

各 位



会社名 株式会社サンウッド
代表者名 代表取締役社長 森 毅
(東証スタンダード・コード 8903)
問合せ先 総務人事本部長 徐 智源
電話 03-5425-2661

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年2月下旬から2024年3月上旬頃に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年1月9日(火曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日： 2024年1月9日(火曜日)
- (2) 公告日： 2023年12月22日(金曜日)
- (3) 公告方法： 電子公告(当社ウェブサイトに掲載いたします。)

<https://www.sunwood.co.jp/ir/notice/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2023年11月6日に公表した「京王電鉄株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、京王電鉄株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が2023年11月7日から実施してございました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)並びに本新株予約権(注1)及び第4回新株予約権(注2)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の結果、公開買付者が所有する当社の議決権の数の合計が当社の総株主の議決権の数の90%未満にとどまったため、当社は、公開買付者からの要請により、当社の株主を公開買付者のみとするために、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(注1)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2005年6月29日開催の当社株主総会及び2005年8月12日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)(行使期間は2005年9月1日から2025年6月29日まで)
- ② 2008年6月25日開催の当社株主総会及び2008年8月8日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「第2回新株予約権」といいます。)(行使期間は2008年8月26日から2028年6月25日まで)

(注2)「第4回新株予約権」とは、2016年10月21日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予

約権（行使期間は2018年7月1日から2023年11月29日まで）をいいます。なお、第4回新株予約権の行使期間は本公開買付けの決済の開始日よりも前の日である2023年11月29日の経過をもって満了し、これにより当該時点で存在している第4回新株予約権は全て消滅したため、本公開買付けにおいては、第4回新株予約権の応募の受付は行われなかったとのことです。

以 上